

産業廃棄物処分業許可証

住所 名古屋市守山区西川原町273番地  
氏名 株式会社ECO兼子  
〔法人にあっては名称〕 代表取締役 兼子 卓三 様  
及び代表者の氏名



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第6項~~ の許可を受けた者であることを証する  
第14条の2第1項

名古屋市長 河村 たかし



許可の年月日 令和 3年 2月 16日

許可の有効年月日 令和 8年 6月 30日

NO COPY

再複写無効

1. 事業の範囲

- (1) 中間処理（圧縮梱包）  
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず  
以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
- (2) 中間処理（切断）  
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず  
以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
- (3) 中間処理（破碎）  
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、木くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）  
以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
- (4) 中間処理（熔融）  
廃プラスチック類（発泡プラスチックに限る）  
以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 圧縮梱包施設  
設置場所 名古屋市港区十一屋二丁目170番、171番  
設置年月日 平成26年 2月21日  
処理能力 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）

	275.272 t/日（8時間）
紙くず	149.680 t/日（8時間）
木くず	144.920 t/日（8時間）
繊維くず	149.680 t/日（8時間）
金属くず	124.320 t/日（8時間）
	以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

以下余白

（裏面に続く）

(2) 切断施設

設置場所 名古屋市港区十一屋二丁目171番  
設置年月日 平成26年12月24日  
処理能力 28t/日(8時間)

(3) 破碎施設

設置場所 名古屋市港区十一屋二丁目173番1  
設置年月日 平成26年12月24日  
処理能力 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く) 2.96t/日(8時間)  
紙くず 2.53t/日(8時間)  
木くず 4.64t/日(8時間)  
ガラスくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く) 8.45t/日(8時間)  
以上4種類(水銀使用製品産業廃棄物を除く)

(4) 熔融施設

設置場所 名古屋市港区十一屋二丁目171番  
設置年月日 平成31年 3月20日  
処理能力 0.79t/日(8時間)

以下余白

NO COPY

再複写無効

3. 許可の条件  
該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 7月 1日 新規許可  
平成26年 7月 31日 更新許可  
令和 元年 6月 28日 更新許可(優良認定)  
令和 元年 7月 1日 中間処理(熔融)追加のため変更許可  
令和 3年 2月 16日 中間処理(破碎)の品目追加のため変更許可  
以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無  
以下余白

有 ・ 無